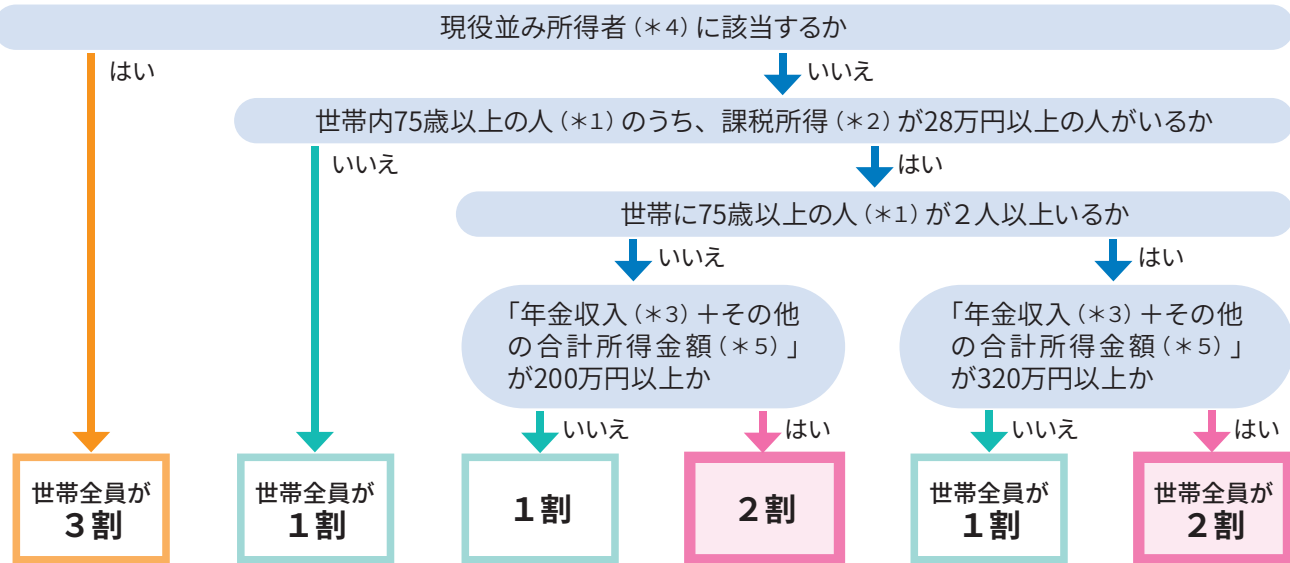


窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人(*1)の課税所得(*2)や年金収入(*3)をもとに、世帯単位で判定します。令和3(2021)年中の所得をもとに、本年9月ごろに被保険者証を送ります。



*1 後期高齢者医療の被保険者は、75歳以上の人(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
 *2 「課税所得」=住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
 *3 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません
 *4 「現役並み所得者」=課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人
 *5 「その他の合計所得金額」=事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

本年10月1日の施行後3年間(令和7(2025)年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる人には、事前に登録されている高額療養費の口座に、高額療養費として後日払い戻します。

| | |
|----------------|-----|
| 窓口負担割合1割のとき(①) | 5千円 |
| 窓口負担割合2割のとき(②) | 1万円 |
| 負担増(③=②-①) | 5千円 |
| 窓口負担増の上限(④) | 3千円 |
| 払い戻し(③-④) | 2千円 |

(例)1カ月の医療費全体額が5万円の場合

2割負担となる人で、高額療養費の口座が登録されていない人には、本年9月ごろに県の広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください!

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします

【医療費窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ】

▶静岡県 後期高齢者医療広域連合 ☎054(270)5528 ▶牧之原市 国保年金課 後期高齢者医療係 ☎②0023

【今回の制度改正の見直しの背景などに関するご質問など】

▶厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719

【不審な連絡があったとき】

▶静岡県警察 ☎#9110 ▶牧之原市 消費生活センター ☎②0088

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある75歳以上の人などの医療費の窓口負担割合が変わります

本年10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の人です。

問い合わせ 国保年金課 笠井麻央 ☎②0023

[9月30日まで]

| 区分 | 医療費負担割合 |
|------------|---------|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者など(*) | 1割 |

[10月1日から]

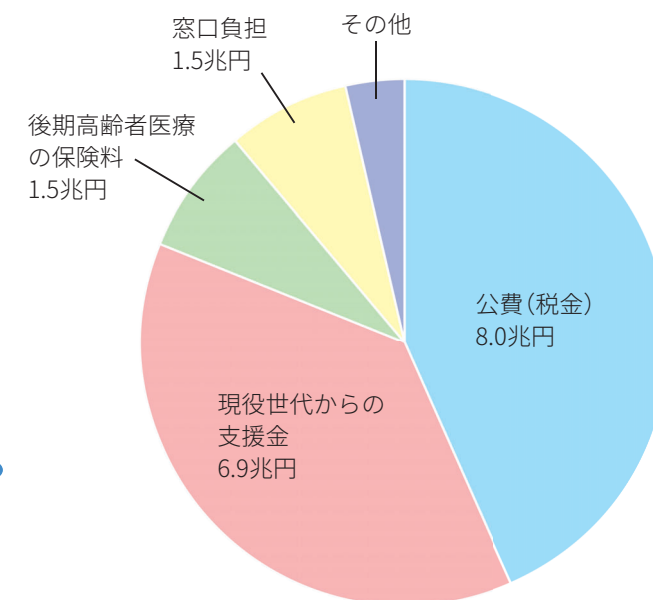
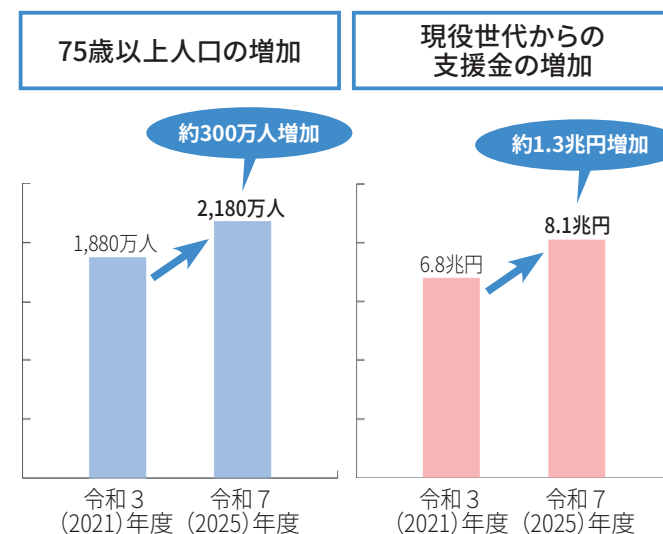
| 区分 | 医療費負担割合 |
|-------------|---------|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一定以上の所得がある人 | 2割 |
| 一般所得者など(*) | 1割 |

被保険者全体の約20%

*住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担です

見直しの背景

本年度以降、団塊の世代が75歳以上になり始めることから、医療費の増大が見込まれています。グラフ1のとおり、後期高齢者の医療費(窓口負担を除く)のうち、約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



【グラフ1】75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円、令和4(2022)年度予算ベース)